

発委第1号

## 飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和4年2月24日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会  
委員長 永井一英

記

### 飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ(イ)中「総合政策部」を「企画部」に改め、同イ中(エ)を削り、同イ(オ)中「危機管理室」を「危機管理部」に改め、同イ(オ)を同イ(エ)とし、同イ中(カ)から(サ)までを(オ)から(ク)までとする。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員の会議出席の特例）

第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、インターネット回線を用いた映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に確認しながら通話することができる方法を活用した会議（以下「オンライン会議」という。）に委員が参加することを許可することができる。

2 委員は、オンライン会議に出席するときは、前項の規定による委員長の許可を得なければならない。

3 委員長は、第1項の許可をするときは、当該許可を求める委員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項の規定による会議に出席した委員とみなし、並びに次条第1項及び第23条第1項の出席委員とみなす。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、オンライン会議についても同様とする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。